2　市町村長は、法第九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第八条第一項の規定による任命に当たつては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第六条　法第九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中　前条第一項各号に掲げる事項（同項第一号及び第三号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。

イ　推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

ロ　応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

二　法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後　前号に規定する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第七条　前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第五条第一項の書類の提出方法その他法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、市町村長が定めるものとする。

2　前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3　市町村長は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（部会の設置及び構成）

第八条　部会は、当該農業委員会の区域の一部に係る事務を処理するものとして一又は二以上置くことができる。

2　部会の区域が当該農業委員会の区域の全部となる場合には、委員は、いずれかの部会の委員にならなければならない。

（認定農業者等が部会の委員の過半数を占めることを要しない場合）

第九条　法第十六条第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　市町村長が第二条第一号の同意を得て委員を任命した農業委員会において、認定農業者等又は同号イからヌまでに掲げる者が部会の委員の過半数を占める場合

二　市町村長が第二条第二号の同意を得て委員を任命した農業委員会において、認定農業者等又は同条第一号イからヌまでに掲げる者が部会の委員の四分の一以上を占める場合

三　当該農業委員会が、市町村長が第二条第三号の承認を得て委員を任命した農業委員会である場合

四　当該農業委員会が置かれている市町村が、法第三条第五項の政令で定める市町村である場合

五　当該農業委員会が置かれている市町村が、同意市町村でない場合

（農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者）

第十条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定就農者

二　基本構想水準到達者

三　農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体

四　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号ハに規定する組織

（推進委員の推薦の求め及び募集の方法等）

第十一条　法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項（同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を農業委員会に提出しなければならない。

一　推薦をし、又は応募する区域（法第十七条第二項の規定により農業委員会が定めた区域をいう。次項及び次条において同じ。）

二　推薦をする者（個人に限る。）の氏名、住所、職業、年齢及び性別

三　推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

四　推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

五　推薦又は応募の理由

六　推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別

七　その他農業委員会が必要と認める事項

2　一の区域について法第十九条第一項の規定による推薦を受け、又は同項の規定による募集に応募した者は、同時に、他の区域についても、推薦を受け、又は募集に応募することができる。

3　農業委員会は、法第十九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第十七条第一項の規定による委嘱に当たつては、関係者からの意見の聴取その他の当該委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第十二条　法第十九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中　前条第一項各号に掲げる事項（同項第二号及び第四号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。

イ　推薦を受けた者の数

ロ　応募した者の数

二　法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後　前号に規定する事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第十三条　前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第十一条第一項の書類の提出方法その他法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、農業委員会が定めるものとする。

2　前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3　農業委員会は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（議事録）

第十四条　法第三十三条の規定による議事録の公表は、総会又は部会の会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2　法第三十三条の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

本則に次の九条を加える。

（情報の公表）

第十五条　農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の六月三十日までに公表しなければならない。

2　前項の規定による公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により公表された事項を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。